

新型コロナウイルス感染症の長期化とウイズコロナに備えるための財政措置を求める意見書

我が国は、新型コロナウイルス感染症の影響、ウクライナ情勢の長期化や円安に起因する海外資源の価格高騰による経済への深刻な打撃を受けている。

また、人口減少・少子高齢化が進行し、地域社会の存続が不安視されるなど、大変な事態を迎えている。

こうした中、我々大崎市は、世界農業遺産に認定された大崎耕土と、基幹産業である農業や多くの地元雇用を生み出している商工業、そして温泉番付で東の横綱と評された鳴子温泉を核とした観光業を守るべく、持続可能な財政基盤の確立を目指して行財政改革に精力的に取り組んできたが、コロナ禍で落ち込んだ経済活動は厳しい状況となっている。

国は「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」により、地方自治体が様々なニーズに合わせたきめ細やかな支援ができるよう対策を講じてきたが、新型コロナの位置づけが2類相当から5類に見直されること、さらにはワクチン接種が個人負担となること、そして臨時交付金の規模縮小も含めた見直しの検討などが報道され、先行きへの不安がより広がっており、地域が必要とする産業・経済の再生を図るには、さらなる国による財政支援が不可欠である。

よって、国においては、地方自治体が新型コロナウイルス感染症による影響の長期化とウイズコロナにしっかりと備えるため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した支援事業だけに留まらず、各事業者が3年から5年後を見据えた設備などへの投資を行うことができる制度創設と、それに対応する適切な財政措置を講じること。
- 2 新型コロナや資材等物価高騰により、農業は経営継続困難に直面していることから、農畜産業者への支援や新規就農者向けの新たな支援策を講じること。
- 3 全国旅行支援によって、観光客数がコロナ前の7割から8割まで戻りつつある現状だが、支援が無くなればまた元の状態となる恐れがあることから、全国旅行支援のさらなる延長と充実、並びにインバウンド対策への新たな支援策を講じること。

以上のとおり，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出します。

令和4年12月27日

宮城県大崎市議会議長 関 武 徳

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
農林水産大臣
内閣特命担当大臣
（経済財政政策）
衆議院議長
参議院議長

） 殿